

## 2020 年 労働基準法 法改正

2020 年 4 月 1 日より、時間外労働の上限規制の適用が中小事業主にも適用開始。

令和元年（2019 年）4 月 1 日に働き方改革関連による時間外労働の上限規制が施行されました。

ただし、経過措置により猶予されていた一定の中小事業主に対しても、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から時間外労働の上限規制の規定が適用。

2019 年 4 月 1 日に改正された「時間外労働の上限規制」をおさらいしていきます。

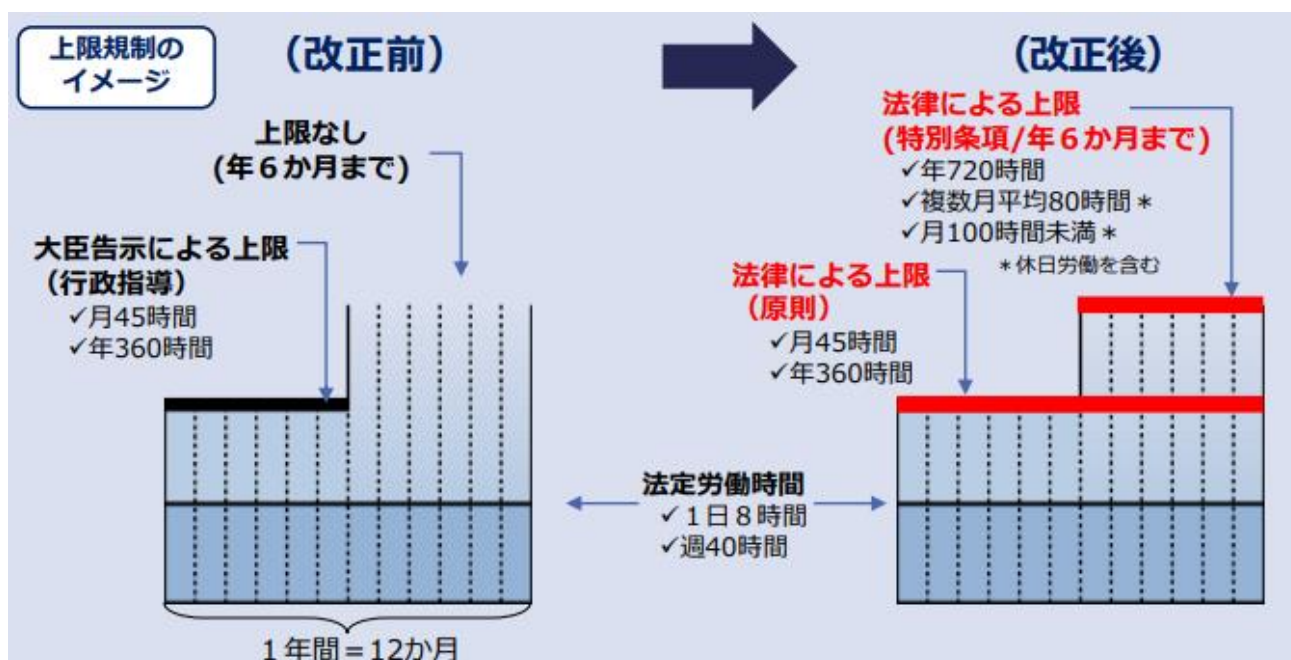
改正前	改正後
<p>36 協定で定める時間外労働については、<b>厚生労働大臣の告示</b>により、上限の基準が規定。</p> <p>ただし、<u>臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合</u></p> <p>⇒<b>特別条項付きの 36 協定を締結</b>すれば、<u>限度時間を超える時間まで時間外労働を行わせることが可能。</u></p>	<p>時間外労働の上限は （原則） <b>月 45 時間・年 360 時間</b>として、法律上規定</p> <p>（例外）臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（<b>特別条項</b>）</p> <p>①時間外労働が年 <b>720 時間以内</b></p> <p>②時間外労働と休日労働の合計が月 <b>100 時間未滿</b></p> <p>③時間外労働と休日労働の合計について、「2 か月平均」「3 か月平均」「4 か月平均」「5 か月平均」「6 か月平均」が全て 1 月当たり <b>80 時間以内</b></p> <p>④時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、<b>年 6 か月が限度</b></p>
<p>上記には、罰則の規定なし。</p>	<p>上記に違反した場合 <b>6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金</b></p>

特別条項を設ければ、上限無く時間外労働を行わせることが可能であった。

## ■時間外労働の上限規制のポイント

- ①時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、月 45 時間・年 360 時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできない。
- ②臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、
  - ・時間外労働…年 720 時間以内
  - ・時間外労働+休日労働 …月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内
- ③原則である月 45 時間を超えることができるのは、年 6 か月まで
- ④法違反の有無は「所定外労働時間」ではなく、「法定外労働時間」の超過時間で判断

（厚生労働省の HP より）



## ■以下の事業・業務については、上限規制の適用が5年間猶予（2024年3月31日まで）

- ・建設の事業
- ・自動車運転の業務
- ・医師
- ・鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業

## ■新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。